

佐野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年2月21日
佐野市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務の一つとして明確に位置づけられた。

佐野市の地形は、北部から北東部、北西部にかけては山岳・森林地帯、南部と西部は平坦な市街地及び農地となっており、中山間地域と平坦地域それぞれの実態に応じた対応を図る必要がある。

本市の農業は、平坦地域では、米・麦を主体とする土地利用型農業と、梨・桃等の果樹の栽培、基幹作物である苺等の施設園芸が行われている。

また、中山間地域では獣害の対策を講じながら、米・麦の生産とともに畑作として品質の高い特産の蕎麦を生産し、農村レストランや農産物直売所を中心に販売もされている。

佐野市の農業構造については、兼業化が進み、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。さらに中山間地域では、農業就業人口の高齢化及び減少に伴い、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地は、一部遊休農地となっている。これを放置すれば、いずれは荒廃地化を招き、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

そこで、佐野市農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化の推進」に取り組むため、法第7条第1項の規定に基づく指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、佐野市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（令和5年9月29日施行）（以下「基本的な構想」という。）を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

令和2年度52haから令和5年度25haへと3年で27ha解消したが、令和5年度最適化活動の目標の設定等に基づき、今後は緩やかに解消されることを考慮し「単年度1ha解消」を目標とする。

	遊休農地面積
現 状 (令和5年(2023年)4月)	25ha
3年後の目標 (令和8年(2026年)4月)	22ha
6年後の目標 (令和11年(2029年)4月)	19ha

(2) 遊休農地解消の具体的な推進方法

農地の利用状況調査と利用意向調査の実施を徹底し、調査の結果、貸付や売却を希望する遊休農地について、栃木県農地中間管理機構や佐野市農業公社と連携を図り、権利の移転による遊休農地の解消を図る。

農地パトロールで発見された遊休農地所有者へ戸別訪問を実施し、管理の指導及び助言を行うこと等により解消を図る。

遊休農地を引き受け再生作業を行う農業者等の経費負担を軽減するため、遊休農地再生支援事業(県単事業)について周知徹底することで、遊休農地の再生利用促進を図る。

耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地について現況に応じた「非農地判断」を行い農地台帳から除外を進める。

(3) 遊休農地解消の評価方法

遊休農地解消の進捗状況は、遊休農地の面積により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

佐野市の「基本的な構想」中、「第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項」の「効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積目標」に基づき、担い手への農地利用集積率は引き続き50%を目指す。

	管内の農地面積	集積面積	集積率
現 状 (令和5年度(2023年度))	4040ha	1662ha	41.14%
3年後の目標 (令和8年度(2026年度))	3980ha	1811ha	45.50%
6年後の目標 (令和11年度(2029年度))	3920ha	1960ha	50%

(2) 担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法

佐野市の平坦地域においては、米・麦を主体とする土地利用型農業だが、施設園芸による集約的経営も盛んに行われている。経営規模拡大を目指す耕種農家と集約的経営の施設園芸農家の農地が入り組んでいるなど、農作業の効率化が図られていない場所もある。

そのような平坦地域において、農業委員会は、市や佐野農業協同組合・佐野市農業公社・佐野市土地改良区・栃木県農地中間管理機構等と連携を図り、「地域計画」（策定前に当たっては、実質化された人・農地プラン）・「農地中間管理事業」・「農地利用集積円滑化事業」・「土地改良事業」等に取り組みながら、農地利用の集積・集約化を進め、農業委員と推進委員は連携し、地域の農地利用集積を推進する。

また、中山間地域では、農業従事者の高齢化が進み、担い手不足が顕著で、農地の集積・集約化が困難な地域も多く、規模拡大が難しい状況だが、農業委員と推進委員の協力のもと、担い手（農業営農集団や新規参入法人を含む）の育成を図り、遊休農地の解消を進めながら、農地所有者と担い手の橋渡しや、佐野市農業公社や農地中間管理機構への情報提供を図るなどして農地利用の集積・集約化を進める。

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

新規参入者については、農地の権利移動を伴う新規参入の経営体数（個人（親元就農は除く）・法人）を過去の管内の新規参入者数を参考に、単年度5経営体の参入を目標とする。

	新規参入者数（個人・法人）
現年度の目標 （令和5年度（2023年度））	5（経営体）
3年後の目標 （令和8年度（2026年度））	20（経営体）
6年後の目標 （令和11年度（2029年度））	35（経営体）

※新規参入者数は、単年度新規参入経営体数の目標年度末までの累計値

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 参入相談の受け入れ

農業委員会は、新規就農（参入）希望者の各種相談に乗り、就農を支援する。

農地あっせん希望に対しては、農業委員や推進委員は協力し、就農希望地の農地所有者との橋渡しをする。

②関係機関との連携

農業委員会は関係機関と連携し、就農希望者への協力・支援を行う。

③情報の提供

栃木県農業振興公社主催の「新規就農相談会」「農業次世代人材投資事業説明会」「新規参入・就農現地セミナー」、J A佐野が事務局を務め佐野市農政課が支援する佐野市園芸振興協議会が主催の「佐野市新規就農塾」等のイベントや栃木県農業大学校の入校案内について、農業委員と推進委員を通じて、各地域での新規就農希望者に対し、周知徹底を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の進捗状況は、新規参入者（個人・法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。